

 補助対象機器および補助率・補助金額

補助対象機器		補助率および補助金の額
太陽光発電システム		1kWあたり48,000円(限度額 240,000円)
高効率エネルギー設備	ガスエンジン給湯暖房機 (エコウィル)	対象経費の1/10 (限度額 100,000円)
	潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ)	
	ハイブリット給湯暖房機 (ECO ONE)	
	CO <sub>2</sub> 冷却ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	
	高効率減圧式石油給湯器 (エコフィール)	
家庭用燃料電池 (エネファーム)		
家庭用蓄電池	定置型リチウムイオン蓄電池	対象経費の 1/10 (限度額 150,000 円)
HEMS(ヘムス)	家庭用エネルギー管理システム	対象経費の1/3 (限度額 50,000円)

- ・補助金の対象となるのは、機器本体、配管部材、架台の購入および設置に関する経費です
- ・各対象機器は詳細要件を満たしている必要があります(交付要綱の別表1を参照)
- ・補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てた額を交付します

 補助金の対象となる人および要件

1. 村内に居住し、または居住しようとしている人で、電灯契約を結んでいる個人であること(賃貸住宅除く)
2. 村税等を滞納していないこと
3. この要綱による同一対象機器等による補助を受けていないこと
4. 対象機器等を設置する建物が、居住の用に供されていること(店舗、事務所等との併用可)
5. 対象機器等を設置する建物が申請者の所有でない場合は、所有者の設置承諾が証明できること
6. 工事請負契約書または売買契約書の契約年月日が補助対象事業年度の4月1日以降で年度内に工事を完了するものであること(例：H30年度はH30.4.1～H31.3.31)
7. 導入する対象機器等は未使用のものであること

 補助対象期間

各年度4月1日～3月31日(例：H30年度はH30.4.1～H31.3.31)  
 \*期間内に契約され、工事が完了するものが対象です

■お問い合わせ

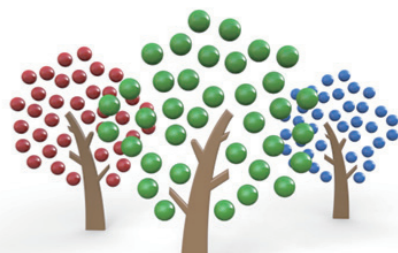
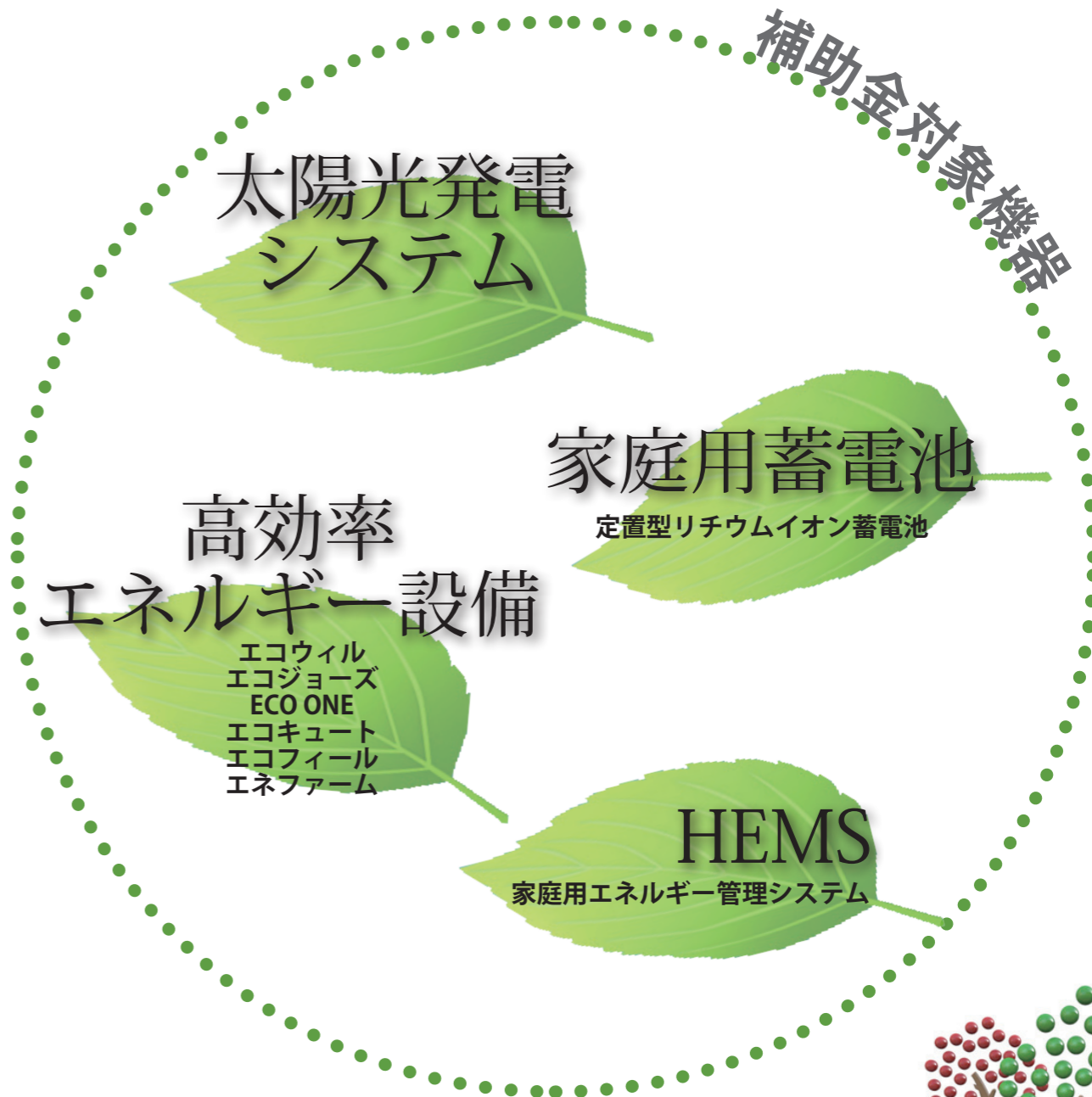
六ヶ所村役場 政策推進課  
 TEL 0175-72-2111 (内線 351～357)  
 E-Mail rks99003@rokkasho.jp  
 ホームページアドレス <http://www.rokkasho.jp/>  
 <トップページ→ライフイベント「住居・引っ越し」→くらしのガイド「六ヶ所村住宅用新エネルギー設備導入支援事業のお知らせ」をご覧ください>

# 新エネ・省エネ 設備導入を 支援します

六ヶ所村は、自然エネルギーを効率的に活用し、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、太陽光発電システム等の新エネルギー・省エネルギー設備を住宅に設置する費用について、予算の範囲内で補助金を交付します。



六ヶ所村住宅用  
新エネルギー設備導入  
支援事業



## 各種申請手続きと補助金交付のフロー

本補助金の交付には下記手続きが必要です。右ページの補助金交付のフローを参考に各種書類を提出してください。様式は村ホームページからダウンロードするか、役場政策推進課でお受け取りください。

### ① 交付申請

対象機器の設置前、工事施工前に「**補助金交付申請書（様式第1号）**」と下記添付書類を役場政策推進課に提出してください。

**\* 交付申請の受付・申請期間…補助対象事業年度の4月1日～3月15日**  
(例：H30年度はH30.4.1～H31.3.15)

#### ■添付書類

- ①対象機器等の設置工事に係る工事請負契約書の写し（建売住宅の場合にあっては、売買契約書の写し）または対象機器等の購入に係る売買契約書の写し
- ②承諾書（様式第2号）〈申請者以外に所有者がいる場合または建物の所有者が異なる場合〉
- ③対象機器等の設置場所を示す案内図、現況写真
- ④補助対象経費の内訳書又は見積書、機器の仕様カタログ（写し可）
- ⑤納税証明書（村税等）
- ⑥その他村長が必要と認める書類

### ② 交付決定

申請書を先着順に受け付け、内容を審査の上、補助を決定し、「**補助金交付決定通知書（様式第3号）**」により、申請者に通知します。

※補助対象事業に変更が生じた場合や中止するときは、「**補助事業変更等承認申請書（様式第4号）**」により、変更承認申請を行う必要があります（変更を承認した場合は、「**補助事業変更等承認通知書（様式第5号）**」により、変更承認を通知します）

### ③ 実績報告

補助対象事業が完了したら、**完了日から30日以内または補助対象事業年度の翌年の4月15日（例：H30年度はH31.4.15）のいずれか早い日までに**、「**実績報告書（様式第6号）**」と下記添付書類を役場政策推進課（本庁舎3階）へ提出してください。

#### ■添付書類

- ①申請者本人の住民票（発行日より3カ月以内のもの）
- ②対象機器等の設置工事が適正に施工されたことを証する写真
- ③補助対象経費に係る領収書の写し
- ④電力会社と締結した電力受給契約書の写し
- ⑤補助金振込先金融機関の通帳の写し
- ⑥その他村長が必要と認める書類

### ④ 確定通知

実績報告書の内容を審査し、補助金の交付が確定したら、「**補助金確定通知書（様式第7号）**」が役場から送付されます。

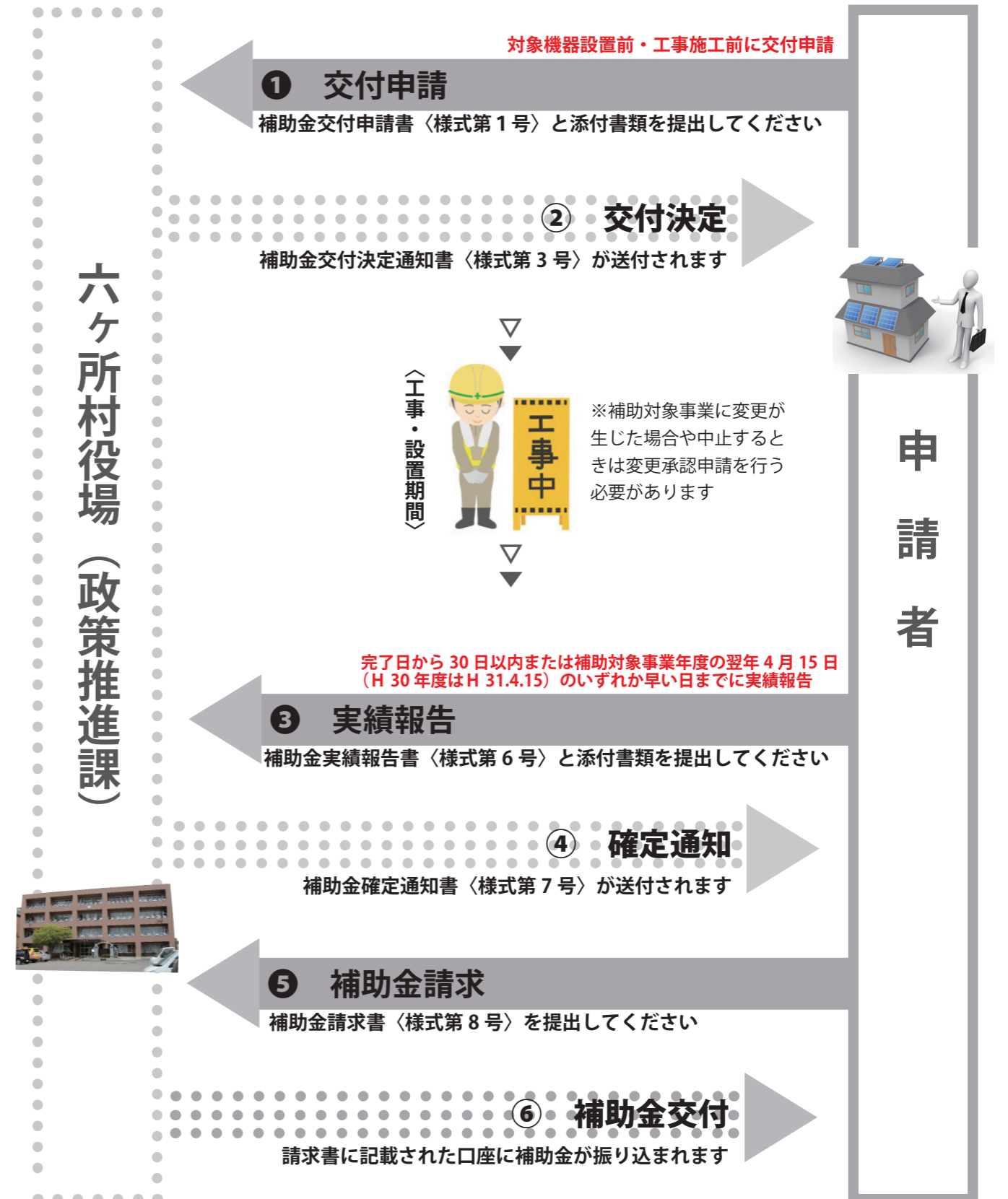
### ⑤ 補助金請求

「**補助金確定通知書（様式第7号）**」が届いたら、「**補助金請求書（様式第8号）**」を役場に提出してください。

### ⑥ 補助金交付

請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。

### ● 補助金交付のフロー（この手続きは、業者さんに代行してもらえます）



●● お願い ●●

各書類には、住所や同じ印鑑の使用など、統一した内容で記入してください／提出書類に修正液、修正テープは使用しないでください／補助金交付のため、上記の提出書類のほかにも必要な書類を提出していただくことや、書類の原本を確認させていただくことがあります